

## 西宮市肝炎ウイルス検診個別勸奨事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康事業として位置づけられている肝炎ウイルス検診等実施要領に基づいて、西宮市（以下、「市」という。）が実施する個別勸奨事業の肝炎ウイルス検診（以下、「検診」という。）について必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 検診の受診日において市の住民基本台帳に登録されている市民であって、次に掲げる年齢の者で過去に肝炎ウイルス検診受診歴がない者（以下、「対象者」という。）とする。ただし、この検診以外の検査によることが望ましい者については、診療を優先とし受診をさせないものとする。

健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診対象者のうち、当該年4月1日時点の節目年齢である者

年齢	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳

### (市外居住者の特例受診)

第3条 検診の受診日において、西宮市外に住所を有する前条に該当する年齢の者で、特別な事情により受診させる必要があると市長が認める者（以下、「特例対象者」という。）については、検診を受診することができる。

### (クーポン券の送付)

第4条 市は、基準日の対象者に対して、肝炎ウイルス検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を送付する。

2 クーポン券の対象者として全額公費負担で検診を受診することができるのは当該年度3月31日までとする。

### (検診内容及び実施方法)

第5条 検診内容及び実施方法は、市の「健康増進法に基づく各種検診・健康診査実施要綱」及び「健康増進法に基づく各種検診・健康診査実施要領」に準ずる。

### (検診の費用)

第6条 対象者及び第3条の特例対象者は、次項に規定する本人確認を受けた後、全額公費負担で検診を受診することができる。

2 実施機関は、当該対象者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）で、対象者確認を行うものとする。

### (規定外事項)

第7条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から改正して施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から改正して施行する。